

社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団役員等報酬及び費用弁償規程

2019（令和元）年9月10日制定

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人 くにたち子どもの夢・未来事業団（以下「事業団」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、評議員及び役員（理事及び監事）の報酬等について定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）役員等とは、評議員及び役員をいう。
- （3）常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、本事業団を主たる勤務場所とし週3日以上勤務する者をいう。
- （4）非常勤役員等とは、常勤役員以外の役員等をいう。
- （5）費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。
- （6）報酬等とは、報酬及び旅費をいう。

（報酬等の支給）

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- （1）非常勤役員等のうち理事長は月額報酬とし、その額は別表1によるものとする。
- （2）前号以外の非常勤役員等は日額報酬とし、理事会・評議員会等への出席その他本事業団の業務のため出勤した場合に1日を単位として支給する。その額については別表2によるものとする。
- （3）前号の規定にかかわらず、国立市職員である非常勤役員等に対しては報酬を支給しない。
- （4）非常勤役員等については、賞与及び退職手当は支給しない。
- （5）常勤役員は、事業団職員を兼ねることとし、報酬は支給しない。
- （6）常勤役員には、社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）に規定する当該兼ねる事業団職員の給与を支給する。
- （7）役員等が職務のため出張をしたときは、費用弁償として職員給与規程に準じ、別表3により旅費（交通費、宿泊料、食卓料）を支給する。

（報酬等の支給方法）

第4条 役員等に対する報酬等は、毎月21日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第5条第2項に準じた日とする。

2 理事長には当該月分の報酬を前項に定める日に支給する。

- 2 理事長を除く非常勤役員等に対する報酬は、月の初日から末日までの間における出席日数等により計算した総額を翌月に支給する。
- 3 報酬等は通貨をもって支給する。ただし、本人の指定する金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第5条 この事業団は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、令和元年(2019年)9月10日から施行し、令和元年(2019年)8月28日から適用する。

別表1 (理事長の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 100,000円

別表2 (役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	9,100円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	9,100円

(2) 理事、監事

	日額
理事会等会議への出席	25,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	25,000円

別表3 (旅費)

区分	鉄道賃、船賃、 航空賃、車賃	宿泊料 (1泊につき)		食卓料 (1夜につき)
		甲 (固定宿泊施設)	乙 (左記を除く)	
旅費	実費	16,000円	8,000円	1,600円

(注) 1. 研修施設など安価な施設に宿泊する場合は、実態に即した減額調整を行う。

2. 食卓料は、固定宿泊施設に泊まらない場合等、別途食費を要する場合に支給する。